

平成20年12月4日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成20年12月18日（木）午後1時00分開議

第1 議案並びに請願・陳情の総括審議

第2 発議案第1号から第3号までの  
上程説明並びに総括審議

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成20年12月18日（木）午後1時00分 開議

○議長（市原健二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（市原健二君） ここで報告します。

去る9月定例会から継続審査になっておりました案件並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及びに和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（市原健二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査となっております案件並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 相澤 仁君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長 相澤 仁君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（相澤 仁君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「平成19年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、9月12日の本会議において、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本特別委員会は、本会議において設置された後、同日委員会を開き、正副委員長の互選と審査日程について協議いたしました。その結果、委員長に私、相澤 仁を、副委員長に初谷智津枝委員を選出、審査日程を11月17日から19日までの3日間とし、慎重に審査をいたしましたの

で、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過についてですが、11月17日午後1時30分から全員協議会室において委員会を開会し、市長に対する総括質疑と、企画財政部長から平成19年度の決算概要の説明を求めるとともに、引き続き19年度実施された諸事業の中から、本納地区大沢の地方特定道路整備工事、国の事業である圏央道茂原北インターチェンジ付近の工事状況及び県事業である赤目川B調節池ポンプ設置工事を現地視察し、執行状況とその成果について確認した次第です。

続いて、18日及び19日は午前10時から全員協議会において委員会を開会し、現地視察及び監査委員の決算審査意見書等を踏まえ、決算書細部について審査を行いました。

平成19年度における国の経済見通しでは、企業部門及び家計部門ともに改善が続き、物価の安定が見込まれるとのことから、経済成長が着実に進展すると想定され、名目成長率は2.2%、実質成長率は2%程度とされました。「成長なくして日本の未来なし」との理念のもと、今後5年間程度で「新成長経済への移行期」を完了するとの目標を定め、国は前年度比4%伸びの予算編成がなされました。特に言うならば、公債依存度を大幅に低下させ、基礎的財政収支の連続改善とあわせ、国の財政健全化への強い意気込みを示しています。

本市においては、財政健全化計画の2年目にあたり、各所管はそれに基づく改革を着実に実行し、歳出の抑制を念頭に予算編成を行い、特に歳出については、昨年度に引き続き、枠配分方式を取り入れた中で「将来のまちづくりを視野に入れながら財政の健全化を図る」という認識のもとに査定されました。

また、施政方針では、前石井市長の政治信条でありました「協調と対話」を基本とし、市民の皆様や議会の声に耳を傾け、行政運営に反映させていきたいと表明されていました。

以上のことから、平成19年度一般会計の当初予算は240億8100万円で、事務事業の見直し及び追加事業等により3回の補正が行われ、前年度繰越額を含めた予算現額は246億5701万円余となりました。また、予算執行後の平成19年度一般会計決算規模は、歳入総額で243億6585万円余、歳出総額240億898万円余で、歳入歳出差引額は3億5686万円余、盗難金額及び翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億4237万円余となりました。

平成19年度の主な事業については「主要施策の成果」の中で詳しく報告されていますが、特に街路事業に2億3362万円余、茂原駅前通り地区土地区画整理事業に2億1091万円余、河川改修事業に5381万円余、道路改良事業に5746万円余、旧本納支所解体事業に3300万円余、中小企業資金融資事業に5億8785万円余をそれぞれ投入したとしております。

ここで本市の財政状況について見てみますと、まず歳入であります。市税については142

億7604万円余で、前年度より22億7109万円余、18.9%の増となっています。これは市民税が定率減税の廃止や税源移譲の影響等により9億7197万円余、固定資産税が新規企業分の増収等により12億3672万円余とそれぞれ増額となったことが主な理由であります。

また、地方譲与税は4億1050万円余で、税源移譲に伴う所得譲与税の皆減等により、前年度に比べて6億7085万円余、62.0%の減となりました。地方特例交付金は7128万円余で、定率減税廃止の影響などにより前年度に比べて2億4067万円余、77.1%の減となっております。地方交付税は12億4594万円余で、前年度に比べて9億7648万円余、43.9%の減となりました。国庫支出金は15億8902万円余で、法改正などにより児童手当負担金が増になったことなどから、前年度に比べて7379万円余、4.9%の増となりました。県支出金は10億2609万円余で、児童手当負担金、障害者自立支援給付費等負担金、個人県民税徴収取扱委託金がそれぞれ増となったことなどにより、前年度に比べて2億605万円余、25.1%の増となりました。市債については13億7540万円で、茂原市土地開発公社貸付債、定率減税廃止に伴う減税補てん債の廃止、臨時財政対策債がそれぞれ減となったことなどにより、前年度に比べ6億3440万円、31.6%の減となっています。

この結果、歳入全体では、前年度に比べ2319万円余、0.1%の減となりました。

次に、歳出ですが、特に前年度に比べ大きく増減したのものとして、まず総務費では、人件費や旧本納支所解体事業、固定資産評価替に伴う不動産鑑定費用などの増がありましたが、財政調整基金積立金や庁舎用地購入費の減などにより1億5745万円余、6.3%の減となりました。

次に、民生費では、法改正等による児童手当、また障害福祉関係費、生活保護費、介護保険会計繰出金などの増により3億4702万円余、5.7%の増となりました。

次に、衛生費では、長生広域火葬場・斎場事業負担金、清掃事業負担金の減はあるものの、病院事業負担金の増などにより1億3527万円余、4.0%の増となりました。

次に、商工費では、企業立地促進奨励金の増などにより4億1206万円余、54.1%の増となりました。

また、教育費では、小中学校耐震診断委託料の増はあるものの、各施設アスベスト除去工事、学校給食委託費などの減により7607万円余、2.9%の減となりました。

以上の結果、歳出全体では3億4560万円余、1.5%の増となりました。

なお、本年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、4つの健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、公表することとされました。

本年度においては、実施赤字比率、連結実質赤字比率及び公営企業における資金不足比率は

赤字が生じていないため、数値は発生しておらず、実質公債費比率については、前年比2.6ポイントの減の18.4%となったものの県内36市中3位と高い位置にあり、18%超となっているため、地方債発行に県の許可が必要な起債許可団体となっています。また、将来負担比率については、早期健全化基準の350%を大きく下回り、218.9%となりましたが、県内2位と高い位置にあります。

これら予算の執行状況及び主要施策の成果、財政分析をもとに本市の財政状況を踏まえ、平成19年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最小の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努めたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの意見、要望がありました。

まず、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の概略を申し上げます。

初めに、「財政健全化計画はおおむね順調に推移していると思われるが、歳出を大幅に抑えることで市民に大きな負担を求めているものである。世界的な金融危機や円高の影響などでさらに厳しくなることが予想されるが、今後の行政運営をどのように考えているのか」との質疑に対し、「税金については今後も厳しい状況が続くと考えている。歳入確保の観点から、滞納整理について積極的に取り組んでいきたい。具体的には、千葉県滞納整理推進機構など部外の特任委員の協力を得ながら、合同で収納業務の強化を図りたい。また、企業誘致を推進するため、本年10月1日に推進室を設けた。現在、2社からも茂原市への進出への話があり、その話を確固たるものとするため、また雇用創出の観点からも積極的に推進していきたい」との答弁がありました。

また、「本決算については、実質収支は黒字になっているが、その要因は前年度の繰越金があったからこそである。単年度収支については3億円余の大幅な赤字であり、決算カードによる経常収支比率を見ると、固定経費の増などにより2.2ポイント上昇している。このような財政の弾力性がない状況をどのように考えているのか」との質疑に対し、「大変厳しいものがあると認識している。入りを多くするためには、市税の滞納を抑え、解消を図ることや、産業振興の観点により企業誘致を進めることが近道であり、同時に、出るを抑えるという考えで臨みたい。まだまだ支出を抑制できる場所があると考えられるので、腰を据えて検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「市長は、財政健全化計画を継承していくことということであるが、今後の事業展開をどのように考えているのか。また、住民要望についてどのように考えているのか」との質疑に

対し、「大変苦慮しているところである。市民の目線で今の行政運営でよいのかと自問しながら見直しを行い、改革の推進に努めたい。また、先般行われた『市長と話し合う会』でもそのように話をしている。住民の切実な問題を中心に、できるものから早急に対処していきたいという気持ちがあり、特に言うならば、教育現場における諸課題、医療体制の充実などである」との答弁がありました。

次に、「世界的な問題として橋梁崩壊による悲惨な事故が目立ってきている。橋梁の老朽化が日本でも進んでおり、本市においても例外ではないと考えるが、橋梁調査や補修に関してどのように考えているのか」との質疑に対し、「市が管理する176橋のうち、特に古い23橋について簡易点検検査を実施した結果、特にひどい錆が出ていた11橋について防錆塗装を行う予定である。また、架設31年以上の重要老朽橋梁の9橋については、国の補助を受けて詳細に調査を実施する予定である。今後とも、特段の注意を払い点検などを行っていきたい」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、平成19年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員8人のうち、賛成する者7人、反対する者1人で、賛成多数により認定することと決定した次第であります。

なお、賛成者から、本案を賛成するにあたり、次の点について附帯意見がありましたので、以下申し上げます。

1. 財政健全化計画のため、明確な目的を持って取り組み、徴収体制を確立させた上で、市税収入の確保、徴収率向上の努力をされたい。
1. 厳しい予算編成の中、職員の取り組み、姿勢など努力していることに一定の評価をする。  
今後とも市民サービスの低下を招かぬよう、限られた財源を重点的・効率的に配分し、行政運営にあたられたい。
1. 職員が努力をし、以前と違った考え方で事業に取り組んでいるのが感じられるが、まだむだを省けるところが見受けられる。よく検討し政策に反映されたい。
1. 本決算は財政健全化計画の推進2年目であり、足場を固める大切な時期であるにもかかわらず、予期せぬ課題が表出するなど、財政の硬直化がさらに進行している。本決算審査の内容を十分精査し、的確な評価をすることを求め、次年度予算・事業につなげられたい。
1. 職員が懸命に職務遂行しているにもかかわらず、職員給与は削減されたままである。長期的な展望に立ち、早めに復元をするなど検討されたい。
1. 歳出の面で見直しや検討が必要なところは積極的に行い、経費削減に努められたい。また、

これからの茂原を担いでいく子供たちに対し、少しでも予算をつけ、よい教育を受けさせることができるよう検討されたい。

1. 緊縮財政の中での予算執行であったが、随所に努力が見られ一定の評価はできる。今後も財政運営にあたっては、いまだ危機的な状況をかんがみ、自主財源の確保、積極的な企業誘致の取り組みや徴収体制の強化に努められたい。また、再開発ビル床借り上げの契約料については、その財源を優先度の高い事業に振り分けるなど、総合的見地から十分に検討されたい。

次に、反対者の反対意見について申し上げます。

「本決算は、定率減税の廃止や税源移譲、新規企業の進出などにより、市税が大幅に増額したものの、地方交付税の大きな減額や債務負担行為の解消も加わり、さらには財政健全化計画も推し進められ、市民の暮らしの面では、教育環境や生活環境の整備がおこなわれている。市民の暮らし・福祉の要望にこたえられるものとなっていない。一方では、大企業への奨励金の4億円は突出している。したがって、本決算には反対する」というものであります。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 市民バスについて、市民要望に沿った運行形態を中長期的な視野に立ち検討されたい。
1. 防災訓練事業について、毎年同様な災害を想定した形で行われているが、今後、いかなる災害にも対応できるよう検討されたい。
1. 男女共同参画社会づくりについて、県との共催で事業の実施がなされているが、今後は市主催の事業を実施されたい。
1. 安全・安心のまちづくりをするために、防犯灯設置については、設置困難箇所も含め、その推進に鋭意努められたい。
1. 福祉タクシー助成事業について、財政厳しい状況ではあるが、高齢者の足がわりとしてさらなる充実を図られたい。
1. 地域包括支援センターについて、高齢者が困惑することのないよう相談範囲を拡大するなど、専門職員の充実を図られたい。
1. 生活保護世帯が増加している中、地区民生委員の役割が大きくなってきており、さらなる支援を検討されたい。
1. エコステージについて、環境問題は幅広く問題となっているので、さらに力を入れ取り組まれたい。

1. 特定健康診査の受診率が低いと、後期高齢者医療広域連合への拠出金が増加する。受診率向上に努められたい。
1. 茂原公園展望台について、基金を設けるなどしながら、茂原にふさわしいものの建設に向けじっくり検討されたい。
1. 地域の消防団員は、会社勤めの団員が多く、いざというときに任務を果たせない状況にある。女性や消防団OBの活用を消防本部などに提言されたい。
1. 老朽化した市営住宅については、中長期的な修繕計画を策定し住民の利用要望にこたえられるように努められたい。
1. 教職員の資質向上のため、各種研修を企画するなど予算確保に努められたい。
1. 心の教室相談員事業について、児童生徒に対する接し方、また相談等については親身に取り組まれたい。また、各校での対応にばらつきがないように留意されたい。
1. 生涯学習推進本部については、本来、横断的な組織であり、市全体で運営することが望ましいと考えられるため、その活性化を図られたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、総務委員会委員長 伊藤すすむ君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 伊藤すすむ君登壇）

○総務委員会委員長（伊藤すすむ君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る12日の本会議において付託されました議案1件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

議案第1号「平成20年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2239万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億8499万3000円にしようとするもので、主な内容は、長生郡市広域市町村圏組合負担金の追加、防犯灯の電気料及び修繕料の追加、千葉県議会議員補欠選挙費の追加、千葉県後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の追加、乳幼児医療対策事業の追加、道路橋梁管理費の追加、小学校中学校の学校管理費の追加などで、対する歳入は国・県支出金、前年度繰越金及び指定寄附金などで対応しようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、街路事業費については、「桑原梅田線の用地購入費の追加理由は」との質疑に対し、



「ジャスコのリニューアルに伴い投資効果の高い最優先道路として本線を整備するにあたり、当初6月補正予算時には買収価格を平方メートルあたり4万1000円、合計4980万円と見込んでいたが、最新の不動産鑑定価格が5万7600円と算定されたため、街路事業用地購入費の不足分560万円を追加するものである」との答弁がありました。

次に、学校管理費については、「アスベスト分析調査委託料の追加理由及びアスベスト関係の未対応校はあるのか」との質疑に対し、「前回のアスベスト調査はすべて終了したが、新たに厚生労働省基準局より3点の追加検査項目が示されたため、国庫補助金をもって対応しようとするものであり、再調査の結果によって、必要であれば除去工事等の対応をすることになる」との答弁がありました。

次に、小学校及び中学校の学校管理費については、「学校補修工事に消防設備改修工事が追加されているが、その理由は」との質疑に対し、「市長公約の小中学校訪問を行った際に、特に消防施設の不備な学校が多く見られたため、緊急性を考慮し、できる限りの予算を重点配分しようとするものである。また、一部小学校においてはトイレの改修も実施する予定である」との答弁がありました。

また、本件の補正については、「市長の学校訪問の成果であり、大いに評価する。このほか、特に学校のトイレは劣悪な状態であり、実情を把握し十分な対応を願う」との委員全員の意見並びに要望がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○教育福祉委員会委員長（初谷智津枝君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、9月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案1件、並びに今定例会において付託されました報告1件、議案6件について、11月27日及び12月12日、委員会室において、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、認定案第9号「平成19年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額43億5552万8573円に対して、歳出総額42億1679万1011円で、1億3873万7562円の繰越決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「第4期介護保険事業計画の策定を踏まえ、次年度以降の保険料の見通しはどうか。また、収納率向上のための具体的な方法は」との質疑に対し、「現時点で具体的な数値は示せないが、政府は介護報酬の3%アップについての指針を示しており、人口増・高齢化率・介護認定率などの推移を見守り、なおかつ基金の運用を視野に入れながら次年度の保険料を決定していきたい。また、滞納者に対し督促状・催告書の発送、電話催告や臨戸訪問を繰り返し行うなど、収納率向上に向けて努力している。次年度以降も一層の強化を図りたい」との答弁がありました。

次に、「居宅介護サービス給付事業における福祉用具貸与件数の推移と予防サービス給付事業のスタートなど制度改正による影響は」との質疑に対し、「各年で件数のばらつきはあるが、おおむね制度の周知がされ、利用されていると思われる。また、民間の福祉用具レンタル利用者が増加してきているとも認識している。制度改正によるサービス形態の変更については、多少窓口などへ問い合わせや相談はあったが、特に混乱はなく順調に移行されたと思われる」との答弁がありました。

次に、「地域密着型介護サービス給付事業の利用者の推移はどうか。また、近年、シングル介護問題が叫ばれており、対象世帯の把握はしているのか」との質疑に対し、「本事業は平成18年度からスタートした事業であり、18年度は1337件、19年度は1669件と増加傾向にある。また、地域に密着して活動している民生委員にシングル介護などさまざまな問題が発覚する前に、地域包括支援センターに相談させるよう促すなど、例月会議の場において、きめ細やかな対応ができるよう協力要請している」との答弁がありました。

また、委員から、「介護事業に従事する職員の報酬は多いとは言えない。介護現場における職員の確保や優秀な人材確保の観点からも報酬アップの措置を検討されたい」との要望や、「本市も保険者である以上、市内に在住する社会福祉士や介護支援専門員、ヘルパーなどの資格を有する人数を把握し、今後の事業展開に反映できるよう努められたい」との要望がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第9号については賛成者多数により認定することと決定いたしました。

次に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」であり、その

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1475万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億4090万4000円にするものであります。

審査の過程において、「地域支援事業支援交付金の返還額が多いが、その理由は」との質疑に対し、「通所型介護予防事業委託料において、制度改正に伴い、利用回数が減じられたため委託料に不用額が生じ、返還するものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8459万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億2549万8000円にするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「高額介護サービス費給付事業において、決算額が増加を続けており、それを見込んで予算措置したにもかかわらず、年度途中のさらなる増額をしなければならないことに対し、市として現状をどうとらえているのか」との質疑に対し、「年々、要介護認定者が増加し、それに伴い介護サービス利用者が増加している。その中で、大きな要因としては、本サービスを利用するにあたり、導入当初は毎回申請が必要であったものが、初回のみ申請で継続利用ができるよう改正されたことで利用者が増加したのではないかと考えられる」との答弁がありました。

次に、「国の政策として、介護保険制度を含め、社会保障費を抑制させるような施策をとってきている。市としてどのような考えがあるのか」との質疑に対し、「現場を預かる立場としては、法律を遵守し、適正な運営を行うことを心がけている。今後も、サービス低下を招くことのないように全国市長会などを通じて、住民の声に耳を傾けながら国に対し要望していきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「茂原市奨学資金利子補給条例を廃止する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「現在の利用者数と金額は」との質疑に対し、「現在9名が利用しており、今年度は5万7915円の補給をする見込みである。この利用者の貸付返済終了期は平成24年9月である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第8号「茂原市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「昨今の経済情勢により、返済が滞ることが考えられる。滞納が発生した場合の対応と滞納が生まれないような具体策はあるのか」との質疑に対し、「滞納に対する対応は、本条例から規則委任して細部を定めており、定期監査などでも指摘を受けているとおり、返済を受けた金額が次の貸付の原資になっている都合上、滞納が発生しないよう努力する必要がある。また、本制度の趣旨にかんがみ、適正かつ厳格な運用を図っていきたい」との答弁がありました。

また、委員から、「教育を受けるための機会均等の観点からかんがみると、貸付の門戸を狭めず、改正せず運用していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第9号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「市の児童遊園は今後72カ所になるとのことだが、遊具等の点検はどのように行われているのか」との質疑に対し、「年間2回、職員2名の体制で行っている。また、地元自治会や地権者などの要望により、常時、修理点検等を行っている」との答弁がありました。

また、委員から、「児童数の減少などにより、児童遊園の必要性が少なくなっているのではないか。土地を有効活用する観点などから、地権者に返還することや、市所有の物件を売却することなどを視野に入れ、早急な対応を願う」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第15号並びに議案第16号「指定管理者の指定について」は関連がありますので、一括して申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「制度導入当初から比べ、市の支出金額が増加している。職員数もふえているが、その理由は」との質疑に対し、「平成18年度までは各センターに所属している児童厚生員は市費の嘱託職員であったが、

平成19年度以降は社会福祉協議会採用の嘱託職員で対応している。さらには、市職員を段階的に引き上げることにより、当該団体において、それを補充するため嘱託職員がふえ、人件費支出が増加したためである」との答弁がありました。

次に、「今回も公募せずに選定されたとのことだが、その理由と、社会福祉協議会以外に指定管理者としてふさわしい団体や組織はなかったのか」との質疑に対し、「当該団体は地域福祉の担い手として市民の暮らしに根ざした活動をしており、ボランティア活動の推進など効果的かつ有効的に行っている。また、福祉センターなど、施設の目的に沿った実直的な運営をしており、さらには、今までの活動の中で築き上げてきた各種福祉団体や地元自治会などとのきずなは大きく太いものであり、そういった理由から選定されている。市内の他の社会福祉法人は施設運営が中心となる特養関係の法人が多く、市内全体を見回し、それぞれの地域で密着した活動ができるかどうか検証の必要性があり、今後は見定めていきたい」との答弁がありました。

また、委員から、「前期における指定管理者指定の3か年が今年度をもって終るが、2期目としての事業計画内容に対し、その進捗状況や成果等をきちんと所管課において十分に評価、検証していくべきである」との意見、「福祉センターや福祉作業所など、すべてを同じ団体に指定するのではなく、数カ所を他団体に指定するなど弾力的な運営を検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号並びに議案第16号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、建設委員会委員長 深山和夫君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 深山和夫君登壇）

○建設委員会委員長（深山和夫君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案4件、並びに今定例会において付託されました議案1件について、11月13日及び12月12日にそれぞれ委員会を開催し、関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告申し上げます。

最初に、認定案第3号「平成19年茂原市特別会計下水道事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額26億3692万7303円に対し、歳出総額25億8912万6580円で、4780万723円の繰越決算であります。

以下、審査の過程において質疑応答のなされました主なものを申し上げます。

まず、「事業認可区域で未整備の区域はどこか。すべて完了するにはどの程度の予算が必要か」との質疑に対し、「下水道事業については、県との協議により平成25年まで休止ということになっており、事業認可を受けた区域では東部台二丁目、三丁目、四丁目、道表、大芝などが未整備の区域である。すべて完了するにはおおむね339億円の予算が必要である」との答弁がありました。

次に、「推進工事の発注形態について今後どのように考えているのか」との質疑に対し、「以前は推進工事というものは専門性が高く、大手ゼネコンで行うのが当たり前であったが、現在では地元業者でもできる力がついてきていると考えている。今回の早野地区での推進工事は地元業者で行っているため、これを見守りつつ、地元業者の施工について委託先の下水道公社に働きかけをしていきたい」との答弁がありました。

次に、「処理場管理事業の主な委託先はどこか。どのような契約方法になっているのか」との質疑に対し、「脱水汚泥処分については2社からの見積もりにより太平洋セメントに委託している。処理場の維持管理については平成18年に入札を行い、その後、引き続き随意契約により南総総業に委託しているが、今後は入札を含めて検討していきたい」との答弁がありました。

以上の審査過程を踏まえ、認定案第3号については、採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第4号「平成19年度茂原市特別会計宅地開発事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額1785万4264円に対し、歳出総額186万3640円で、1599万624円の繰越決算であります。

審査過程において、「事業の主な執行内容は」との質疑に対し、「六田台団地にある人家に覆いかぶさっていた道路法面の樹木伐採として17万4300円、八幡原団地の道路に付随したブロックの積み擁壁が倒壊のおそれがあり、通行車両や歩行者の安全面から実施したL型擁壁への改修工事として129万1500円である。その他、西部地区の開発事業用地である八幡原地区と石神地区の草刈りを行った」との答弁があり、認定案第4号については、採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第7号「平成19年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」

申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額 1 億9385万1040円に対し、歳出総額 1 億7491万9054円で、1893万1986円の繰越決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「土地の借上げ料はどのような契約になっているのか。固定資産税の推移はどのようなになっているのか」との質疑に対し、「土地の借上げ料については2年ごとに協議の上、改定を行っており、平成20年は前回更新時の平成18年と比較して5%削減となっている。また、固定資産税は契約開始時の平成3年を100%とすると46%になっている」との答弁がありました。

次に、「借上げ料の中で、固定資産税は幾らか」との質疑に対し、「固定資産税、都市計画税を含め、年間121万7200円である」との答弁がありました。

また、「稼働率を上げるため、料金設定等の見直しを行い、より多くの利用者の確保を図りたい」との要望がありました。

以上の審査過程を踏まえ、認定案第7号については、採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第8号「平成19年度茂原市特別会計土地取得事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入歳出同額の1297万8699円であります。

審査の過程において、「地方債の借入先はどこか」の質疑に対し、「指定金融機関となっている千葉銀行であり、利率は1.8%である」との答弁があり、認定案第8号については、採決の結果、全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、議案第3号「平成20年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ1095万1000万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億1571万9000円にするものであります。

以下、審査過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「元利均等から元金均等方式への借り換えにより、償還元金がふえたとのことであるが、借り換えた理由は。また、償還元金は借り換え前と比較し、何年目から減少となるのか」との質疑に対し、「借入先の金融機関を選定する際に、利息の軽減効果を第一に優先し、元利均等、元金均等方式を問わず、最も低い利率により借り入れることを検討し、試算した結果、

約470万の利息軽減効果があった元金均等により銚子信用金庫から借り入れた。償還元金は3年目の平成22年度から減少する」との答弁がありました。

また、「予算の厳しい状況ではあるが、利息軽減を図るなどの方策を講ずることにより予算を確保し、地元要望など必要性の高い箇所の整備を進められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、議案第3号については、採決の結果、全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

**○議長（市原健二君）** 次に、市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

**○市民環境経済委員会委員長（加賀田隆志君）** 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において閉会中の継続審査となっておりました認定案3件については11月14日に、また今定例会において付託されました議案6件、請願2件、陳情2件については12日本会議終了後、それぞれ関係職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

初めに、認定案第2号「平成19年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額96億5290万8362円に対し、歳出総額92億2960万7966円で、4億2330万396円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「黒字決算となっているが、今後の会計運営の見通しは」との質疑に対し、「制度改正により、平成20年度から退職者医療を受けていた方が65歳に到達したときに一般医療に移行することになった。このことにより、国庫負担金の算出方法が変更となり、退職者医療の人数が減ることによる診療報酬支払基金の減額は、社会保険から前期高齢者の支援金として市町村に入るため、国庫負担金の算出の中に減数は入れないということになった。このことから、平成20年度当初予算で見込んでいた国庫負担金が減額となり、医療給付費や拠出金等の財源に不足が生じることから、繰越金を充当する予定である。また、現在の医療費の状況については19年度とほぼ同じであるが、今後の動向は予想が難しく、会計運営の見通しは楽観できるものではないと考えている」との答弁がありました。

次に、「1億5500万円余の不納欠損額は、5年の時効により処理したものか」との質疑に対



し、「不納欠損をした人数は1004名、期別の合計件数は7953件であるが、そのうち執行停止から3年を待って不納欠損するものや限定処分が149名で2236件、金額で5176万円余。5年の時効や執行停止から3年たつ前に5年の時効期限が到達したものが855名で5717件、金額で1億400万円余となっている。また、滞納の理由で一番多いものは居所不明であり、住民登録があっても実際は住んでいないものなどを含めると76%以上になっている。なお、悪質滞納者については差し押さえを前提に対応している」との答弁がありました。

次に、「国において、滞納世帯における子供たちの保険証の交付について検討されたようだが、茂原市ではどのように考えているのか」との質疑に対し、「厚生労働省から短期保険証の発行について通知があり、現在、緊急的な対応として、窓口で世帯主の方がどうしても医者にかからなければならないとの要望があれば、ゼロ歳から義務教育が終了するまでの子供たちに対し、保険証を出す方向で検討している。対象となる子供の数は、11月1日現在で4世帯8名である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号には賛成者多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「平成19年度茂原市特別会計老人保健費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額58億5748万901円に対し、歳出総額58億2608万9406円、3139万1495円の黒字決算であり、採決の結果、認定第5号は賛成者多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「平成19年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算状況は、歳入総額3億3647万7682円に対し、歳出総額3億1760万3184円、1887万4498円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「昨年度と同様に、分担金と使用料が減額となっているが」との質疑に対し、「分担金については、予算において33戸を計上していたところ、36戸の3戸増となったが、過年度分が800万円の歳入見込みのところ、戸別訪問などの努力はしたものの約48万円しか納付がなく、歳入減となってしまった。また、使用料については、予算において2か月の使用量を1戸あたり60立法メートルで見込んでいたところ、49立法メートルの使用量しかなく、新規加入も215戸の見込みのところ47戸の加入となってしまったためである。歳入不足については、一般会計から

の繰入金により対応しており、黒字決算となっている」との答弁がありました。

次に、「消費税還付金とは」との質疑に対し、「平成16年に茂原税務署から消費税の控除経費の取り扱いについて指導があり、それに基づき申告を行ってきたが、平成19年3月に熊本税務署において、その指導に誤りがあったことがわかり、還付加算金及び延滞税還付金を含め過大に納税した1300万円余について還付がなされたものである」との答弁がありました。

次に、「汚泥処理の最終処理の方向性は」との質疑に対し、「本年6月から乾燥機を導入し、11月から市民に1世帯あたり2袋を無料で配付している。しかし、1週間に80袋、40世帯分しかできず、訪れたすべての方に配付ができない状況であるため、12月からは月1回の配付にしていく。また、経費について、汚泥処分をしていたときは1か月約100万円、年間約1200万円の費用を要していたが、現在の方法に変えて、脱水汚泥乾燥機使用料と電気料金をあわせて年間約850万円となり、約350万円ほどの節減となると考えている」との答弁がありました。

次に、「使用料及び手数料の収入未済額が180万円以上あるが」との質疑に対し、「5月末の出納閉鎖後90万円は既に納入されている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第6号は全員異議なく認定することと決定しました。

次に、議案第2号「平成20年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3585万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を101億2709万3000円にするものであります。

審査の過程において、「後期高齢者支援金等の補正理由である後期高齢者医療の保険者負担分の増とは」との質疑に対し、「後期高齢者支援金については、予算編成時において、18年度決算における老人医療1人あたりの保険料約62万円を基礎数値として算定したが、後期高齢者医療広域連合から示されたものは、千葉県平均約72万円であり、それを算定基礎としたため見込み違いが生じ増額となった。なお、本市の老人医療費は、県内平均から見ると56市町村中32番目であった」との答弁があり、採決の結果、議案第2号は全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第4号「平成20年度茂原市特別会計老人保健費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2747万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1480万7000円にするものであります。

審査の過程において、「余剰金となった繰越金を一般会計に戻すことは過去にあったか。また、一般会計でなく国保会計に入れることはできないか」との質疑に対し、「このようなケースは初めてである。また、国保会計に入れることはできない。保険者分の支払い部分と医療費の公費負担部分とは異なったお金の流れがあり、保険者の支払い部分については、保険者と支払い基金の間でなされ、公費負担部分は支払い基金と老人保健会計の中で事務が進められている。繰入金は公費負担部分において一般会計と老人保健会計の間でなされており、清算において公費負担分である一般会計からの繰入金が多かったため、一般会計に戻すものである」との答弁がありました。

採決の結果、議案第2号については、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第6号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「基盤安定負担分が増額となった理由は」との質疑に対し、「基盤安定は、収入の低い世帯に対し保険料を2割から7割の軽減を図るものと後期高齢者に入る前日まで、社会保険の被扶養者であった方について保険料の均等割を2分の1に軽減するものがある。社会保険の被扶養者であった方の人数は、本年度に入ってから社会保険の保険者から通知があり、この分が増額となった」との説明がありました。

また、「社会保険の被扶養者であった方の人数は」との質疑に対し、「およそ1500人である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号は賛成多数により原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第10号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

最初に、当局から、「産科医補償制度とは、出産によって、赤ちゃんに脳性まひ等の障害が残った場合に補償する保険制度であり、分娩機関は分娩者より分娩費に3万円の保険料を加えて徴し、その保険料をもって保険に加入するものである。今回の補正は、分娩に係る費用が3万円ふえることと見込まれるため、現行の出産育児一時金を35万円から38万円に増額しようとするものである」との説明がありました。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「保険制度全体の管理はどこが行うのか」との質疑に対し、「厚生労働省と医師会などが中心となって1995年に設立した財団法人日本医療機能評価機構が行う。この機構と6社の損害保険会社が契約を結び、制度が運営される」との答弁がありました。

次に、「本制度ができた理由と保険料が必要となる時期及び事故が発生した場合の保険の適用判断はどこか」との質疑に対し、「本制度は医療制度改革の一環として、産科医療の問題解決策として示されたものである。また、保険料は来年1月1日以降出産した子供が対象である。保険の認定判断は財団法人と保険会社が行う」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号は全員異議なく原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「改正にあたり、現状のような雇用調整が事業所側の都合により行われた場合をかんがみ、市との協議や報告、意見・具申等の条項を盛り込んだ規定にできなかったのか」との質疑に対し、「法的に難しいと考える。また、企業誘致を図る中、県内でも雇用奨励金を出している市が10市あり、競争が厳しい状況下、強い縛りはよくないのではないかと考えるが、協議の場等を設けることについては、今後の検討課題としたい」との答弁がありました。

次に、「投下固定資産の評価について、土地を除くのと除かないのではどのくらいの差が出るのか」との質疑に対し、「約3000万円の差が出る」との答弁がありました。

また、「にいほる工業団地が指定区域になっているが、現在、県では事業を凍結している。計画と実態の整合性を図らなければいけないと思うが、どのように考えているのか」との質疑に対し、「にいほる工業団地については、圏央道の開通により需要が高まることを県においても期待している。本市においても、受け皿として事前に備えておくことも必要であり、今後も凍結解除と早期造成の着工の要請を行っていく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号は賛成多数により原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第14号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、茂原市自転車駐車場の指定管理者の指定期間が今年度末で終了することに伴い、茂原市指定管理者選定委員会において選定した社団法人茂原市シルバー人材センターを3年間改めて指定管理者として指定しようとするものであり、採決の結果、議案第14号は全員異議なく

原案どおり可決することと決定しました。

次に、請願第2号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において、「政府は、ミニマムアクセス米について、義務との考えを持っているが、当局の考えは」との質疑に対し、「ミニマムアクセス米はWTO農業交渉の関係による国の政策であり、輸入国と輸出国のバランスを考慮した貿易ルールの確立を目指していることなどを考えると必要性は否定できないが、米の生産調整政策に影響があるのではないかと思われる」との答弁があり、採決の結果、請願第2号は全員異議なく採択することと決定しました。

次に、請願第3号「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願」について申し上げます。

最初に、当局から、「農林水産省では、本年10月に燃油・肥料価格高騰対策として、約618億円の補正を行った。具体的には、肥料・燃油高騰緊急対策事業として、施設園芸の省エネ技術の導入や利用施肥低減など、一定の削減を図った農家に対し、高騰した額に対して助成をすることとした。しかし、現在、燃料費が下がってきていることから、燃油高騰緊急対策事業についてはなくなる可能性が考えられる」との説明がありました。

審査の過程において、「肥料などの価格の動向と対策の詳しい内容は」との質疑に対し、「肥料は1.5倍から2倍に値上がっている。対策の内容は、化学肥料の施肥量を20%以上低減する農業者グループに対し、肥料費の増加分の7割が助成されるなどの対策が講じられている」との答弁があり、採決の結果、請願第3号は賛成少数により不採択とすることと決定しました。

次に、陳情第9号「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「組合加入者の保険は何か」との質疑に対し、「雇用保険に入ることとなるため、社会保険である」との答弁がありました。

次に、「組合を組織する場合の必要人数及び出資額は」との質疑に対し、「組合を組織するには3人以上が必要である。また、出資額については組合により異なるが、組合員の一口の出資額は同一となっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第9号は全員異議なく採択することと決定しました。

次に、陳情第10号「『消費者行政一元化と地方の相談体制強化を求める意見書』の採択を求

める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、「現在、国会において審議されていることをなぜ今意見書の提出が必要なのか」との質疑に対し、「現在、衆議院において審議されているが、なかなか進まないため、早期の対応を求め意見書の提出をしようとするものである」との答弁があり、採決の結果、陳情第10号は全員異議なく採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 2 時12分 休憩

☆ ☆

午後 2 時23分 開議

○議長（市原健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（1 番 平ゆき子君登壇）

○1 番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして、反対討論を行います。

反対する案件は、認定案第 1 号「平成19年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」認定案第 2 号「平成19年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」認定案第 5 号「平成19年度茂原市特別会計老人保健費歳入歳出決算認定について」認定案第 9 号「平成19年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」議案第 6 号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）」議案第 8 号「茂原市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」議案第11号「茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」議案第13号「名誉市民の推挙につき同意を求めることについて」に反対し、その理由を述べます。

さらに、今議会に提出された請願第 3 号「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、認定案第1号「平成19年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」です。

景気悪化が日本経済と家計を襲い、暮らしへの応援が切実になっています。こうしたときこそ住民の暮らしを守る地方自治体の本来の役割がいかにか発揮されているのか大きく問われるのではないのでしょうか。

こうした点から、茂原市の19年度の決算状況を見ますと、国の税制改正による定率減税の廃止や税源移譲、さらに新規企業分による固定資産税の増額や前年度からの繰越金によって市税は大きく増額となったものの、一方で地方交付税の大きな減額がありました。茂原市の歳出面に重くのしかかっている債務負担行為の解消は依然として優先課題として取り組まれ、また行政サービスの切り捨てや住民負担の増大、職員にかかわる人件費の削減、事務事業の見直しなどを推し進める財政健全化計画も加わり、非常に厳しい財政状況です。その中で、住民の要望である暮らし、教育、福祉の充実に対しては、小中学校施設の耐震診断の計画的実施、市営住宅火災報知器の設置、学童保育の増設や保育料の値上げも計画されながら凍結されるなど、評価できるものもあります。しかし、住民の要望の多くを占める生活道路、学校施設、公共施設、遊具などの環境整備は後手に回され、特に子育て世代の切実な願いである子供の医療費の助成制度拡充は県下でも最も遅れており、早急の実現が切望されます。そうした中で、大企業への奨励金4億円は突出しています。企業からの税収と地方交付税奨励金などを計算すると、市財政はプラスとなっていません。市民には負担増を押しつけ、大企業には莫大な奨励金、住民の福祉の機関である自治体としてこんな逆立ちをした税金の使われ方があってよいのでしょうか。今こそ見直しが必要であることを訴え、本認定案に反対するものです。

次は、認定案第2号、平成19年度国保事業費決算及び認定案第5号、平成19年度老人保健費決算について述べます。

今、国保運営の最大の課題は、高すぎる保険税とこれを払いきれないがためにふえる滞納問題であり、保険証未交付問題です。ここまで保険税が高くなった最大の理由は、国保事業における国庫負担金の削減にあります。しかも、国保事業が構造的に格差と貧困という社会的状況を反映し、低所得者層の加入増加という中で、国民皆保険を理念とする国保運営に国の支援が一層大きな役割を果たすべきときに国庫負担を削減することは全くの逆行した仕打ちとしか言いようがありません。

一方、市の国保運営では、この間の国保税率の引き上げなどによって決算状況は余剰金を発生させているのが実情であり、19年度には4億2000万円余の黒字となっています。短期保険証や資格証明書の発行という医療から市民を遠ざける措置を強行することよりも、市民の命と健

康を守るという自治体の使命からして、保険税の引き下げを断行すべきではないでしょうか。国保税率の見直しを図らず、黒字決算を続ける本認定案には賛成するわけにはいきません。

次に、認定案第9号、平成19年度介護保険事業費決算について述べます。

今、政府が推し進めてきた社会保障抑制の構造改革路線のもと、介護保険法の改悪が繰り返されてきました。二度にわたる介護報酬の引き下げは、介護現場の労働条件の悪化や低賃金につながり、深刻な人材不足に陥り、このままでは高齢者介護の体制が崩壊しかねません。一方、介護サービスを利用する高齢者には保険料の引き上げや施設の食費、住居費の居住費の全額自己負担など負担増が急増し、さらに自立支援や介護予防を口実に軽度と認定された方の介護の取り上げが進められ、必要な介護サービスを受けられない介護難民が激増するなど、介護現場と利用者と介護保険は二重の危機に直面しています。介護を必要としているすべての人の生活を支える介護サービスを実現し、介護を受ける人も支える人も安心できるようにすることは緊急の課題です。

そうした中、茂原市では、19年度から設置された地域包括支援センターが総合相談窓口として高齢者や家族の生活支援にこたえ、今後も期待されるものです。しかし一方で、予防ケアプランの報酬が低いために、介護予防プランを作成してもらえないケアプラン難民が各地で深刻な問題になっています。茂原市でも予防ケアプランの増加が予想され、体制整備が必要です。さらに本市では、依然解消されない待機者の改善や居宅介護の支援には施設整備は緊急の課題です。見直しのたびに引き上がる保険料は高齢者の生活を直撃します。払える保険料に抑えることは自治体の責務です。また、重い費用負担で利用を控えざるを得ない高齢者には、利用料の軽減制度の確立も必要ですが、ここにも依然として手が差し伸べられていません。

以上のことから、本認定案に反対するものです。

次は、議案第6号、平成20年度後期高齢者医療事業費補正予算についてです。

補正予算が保険料軽減措置に伴う追加補正であっても、本体の後期高齢者医療制度そのものが問題であります。本制度は、発足前から繰り返し指摘してきたとおり、75歳を超えたというだけで、病気の予防から病院の外来、入院、終末期まであらゆる場面でひどい差別が強行されました。長年にわたって保険料をおさめてきた国保や健保から無理やり脱退させ、扶養家族からも外して差別的な制度へ押し込めるといふ、この制度の根幹こそがお年寄りに寂しい思いをさせ、国民の怒りを呼んでいる大もとです。高齢者に納得いただけるよう見直すと繰り返し表明し、小手先の見直しを実施してもこの制度の根本的な矛盾は解決できるものではありません。制度の根本から間違っている後期高齢者医療制度は撤廃すべきです。減らされ続けてきた国庫



負担をもとに戻し、年齢や所得による差別のない医療制度をつくるために力を注ぐべきであります。

以上の観点から、本議案に反対をします。

次に、議案第8号、茂原市奨学資金貸付条例について述べます。

今、日本の教育事情は世界一高い学費が学生やその家族に重くのしかかり、深刻な教育格差、子供の貧困が広がっています。子育て世帯についての実態調査によれば、高校入学から大学卒業までかかる費用は1人平均1045万円、我が子のための教育費は年収の34%に達しています。とりわけ見過ごせないことは、貧困と格差の拡大の中で、学費が高すぎるために毎日深夜までアルバイトをして体を壊したり学校を去らざるを得ない若者がふえ、私立大学では毎年1万人の学生が経済的理由から退学しているなど、その実態は深刻です。

こうした事態を招いた最大の原因は、政府の極度に貧困な教育対策です。高等教育予算の水準は、OECD（経済協力開発機構）加盟国全体の平均1.0%に対し日本は0.5%にすぎず、加盟国中で最下位です。その一方で、政府は、学費は教育で利益を受ける学生本人が負担するという受益者負担の考えを教育に持ち込み、学費値上げを進めてきました。1970年に1万2000円だった国立大学の授業料は今では53万5800円で、これほど高騰した公共料金はほかにありません。教育を受けることは基本的人権の1つであり、経済的理由で妨げられるべきではありません。若い世代が高校や大学で新しい知識や技術、理想を身につけることは社会の発展にとって不可欠であり、それは社会全体にとっての貴重な財産となります。だからこそ学費をできる限り低額にとどめ、無償に近づけていくことが世界の体制になっています。このことは国民の等しく教育を受ける権利を保障した日本国憲法の本質にも合致しています。しかし、国民の生活や権利にかかわる多くの分野で、欧州などで常識になっているルールが確立せず、負担増となって国民に襲いかかっているのが現状です。こうした中で、茂原市の奨学金貸付事業は、経済的理由で教育を受けることが困難な若者の大切な支援制度です。この改正案は、奨学生や連帯保証人の市内在住の期間を1年以上から貸付期間中にと市内在住期間を厳しくしたものですが、この条例のもとで、これまで何も不利益はなかったとのこと。ならば、昨今の厳しい社会情勢下ではさらなる充実で教育を受けられる条件を整えることが必要ではないでしょうか。

以上のことから、本案件は認め難いのです。

次は、議案第11号、企業立地促進条例の一部改正案について述べます。

本条例の趣旨は、企業誘致によって地域経済の振興と雇用機会の拡大、市民生活の向上に資することにあります。また、本条例による奨励措置が自主財源の確保という課題について市財

政に決してプラスとなっていないことは何度となく指摘をしてきたとおりです。雇用の問題では、日立ディスプレイズ等を含めた地域雇用全体を見ると、新規で正規の雇用拡大とはなっていないこと、派遣や請負など、非正規雇用の拡大を促進したことなど指摘をしなければなりません。このことは政府・内閣府でさえ、雇用面を見ると補助金の効果が的確にあらわれているとは言い切れないと認めざるを得ないのが実態です。人をもののように扱い、景気がよければ正規雇用と置き換え、景気が悪くなれば調整弁として真っ先に首切りの対象とするような非人間的な雇用のあり方が許されてよいのでしょうか。そして今、生産調整という理由で非正規雇用の雇どめが始まっています。今回の改正案は、地元での新規の正規雇用に目を向け、これを促進しようとする点では積極的な側面として評価するのにやぶさかではありません。しかし、本条例の中心をなす大企業呼び込みの大盤振る舞いの内容については認め難いのであります。

議案第13号、名誉市民の推挙について述べます。

石井前市長を名誉市民に推挙するにあたって、その市長としての20年間をどう評価するのが最大の問題ではないでしょうか。確かに地方自治をめぐる情勢は、中曽根臨調行革から小泉構造改革へと戦後政治の総決算と言われるような激動の中でありました。そして、地域に大きな被害をもたらした天変地異にも遭遇したのも事実であり、大変な苦勞を伴ったことを否定するものでは決してありません。しかし、今日、市政に求められている要は、住民福祉の増進と市民生活を守る防波堤としての役割を發揮することです。この課題に臨む上で大きな障害は市財政の深刻な状況であり、国の政策に解消できない市政独自の問題が大きいのしかかっています。大型開発、大型事業に大きく傾斜した市政運営が長年にわたって作り出した借金財政は、いまや抜け難い桎梏となっています。ここに至る中で、石井前市政の果たした政治的な責任は免れないことは周知の事実です。市民と市政が総力を挙げてこの難局に対峙し、その打開に努めている現在、石井前市長を名誉市民として推挙することは市民の納得を得難いものと言わざるを得ません。したがって、本議案に反対するものです。

次に、請願第3号「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

国際的な穀物価格の高騰によって、外国からの安定的な食料輸入が危うくなっている今、国内産を増産し食料自給率を向上させることは焦眉の課題です。原油の国際的投機で農業資材が軒並み値上がりするなど、国内農業の経営が圧迫される事態は食料自給の道をふさぐこととなります。確かに今では国際的投機の鎮静化で燃料価格は下がっているものの、関係する農業資材や農業機械などは値上げが続いています。国内農業を振興し、安定的な食料供給を可能とす

るため、農業資材の高騰、生産コストの急上昇に必要な対策を求めることは当然のことです。本請願の願意をくみ取り、農産物の国内増産と安定的な食料確保を本市議会としても共鳴することは、食の安心安全という国民的な願いにこたえる道です。したがって、本請願の採択を求めるものです。

以上で反対討論といたします。

○議長（市原健二君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第1号「平成19年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第1号は、原案どおり認定することと決定しました。

次に、認定案第2号「平成19年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第2号は、原案どおり認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「平成19年度茂原市特別会計老人保健費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第5号は、原案どおり認定することと決定しました。

次に、認定案第9号「平成19年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第9号は、原案どおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案については、一括採決します。認定案第3号から第4号並びに第6号から第8号までについては、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号から第4号並びに第6号から第8号までについては、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

次に、議案第6号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)」であります。本案につきまして、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第8号「茂原市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本案につきまして、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第11号「茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本案につきましては、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第11号は、原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第12号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります、  
本案について、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第12号は、適任と認めることと決定いたしました。

次に、議案第13号「名誉市民の推挙につき同意を求めることについて」であります、本案  
の採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は25名であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案を「可」とする諸君は「賛成」  
と、「否」とする諸君は「反対」と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げますが、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は  
会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

申し添えます。○、×の記入方式ではありません。「賛成」「反対」と記入をするようにお  
願いします。

点呼を命じます。

(点呼 投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号1番 平ゆき子君、同じく議席番号2番 細谷菜穂子君を指名します。両君の立ち会いを求めます。演壇までお進みください。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、

賛成 16票

反対 9票

以上のとおりであります。よって、議案第13号は同意されました。

他の議案について一括採決します。

議案第1号から第5号並びに第7号、第9号から第10号及び第14号から第16号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第5号並びに第7号、第9号から第10号及び第14号から第16号については、いずれも原案のとおり可決することと決定しました。

次に、請願・陳情について採決します。今定例会で付議されました請願・陳情は、請願2件、陳情2件であります。

まず、請願第2号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は採択でありますので、請願第2号について採決します。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、請願第2号は、採択とすることと決定しました。

次に、請願第3号「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、請願第3号について採決します。

請願第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数と認めます。

したがいまして、請願第3号は、不採択と決定しました。

次に、陳情第9号「『協同労働の協同組合法（仮称）』の速やかな制定を求める意見書に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択でありますので、陳情第9号について採決します。

陳情第9号について、委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第9号は、委員長報告のとおり採択することと決定しました。

次に、陳情第10号「『消費者行政一元化と地方の相談体制強化を求める意見書』の採択を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択でありますので、陳情第10号について採決します。

陳情第10号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、陳情第10号は、委員長報告のとおり採択することと決定しました。

ここで報告します。

本日、加賀田隆志君から、今定例会に提出するため発議案3件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議

○議長（市原健二君） それでは、次に、議事日程第2「発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第3号を一括上程します。

最初に、発議案第1号「『協同労働の協同組合法（仮称）』の速やかな制定を求める意見書案の提出について」並びに発議案第2号「消費者行政一元化と地方の相談体制強化を求める意見書案の提出について」並びに発議案第3号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書案の提出について」提出者加賀田隆志君から提案理由の説明を求めます。

加賀田隆志議員。

(10番 加賀田隆志君登壇)

○10番(加賀田隆志君) 提出者を代表しまして、発議案第1号「『協同労働の協同組合法(仮称)』の速やかな制定を求める意見書案の提出について」及び発議案第2号「消費者行政一元化と地方の相談体制強化を求める意見書案の提出について」並びに発議案第3号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書案の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

まず、発議案第1号「『協同労働の協同組合法(仮称)』の速やかな制定を求める意見書案の提出について」説明を申し上げます。

現在の社会状況は、働いても十分な生活が維持できない、働きたくても働く場所がないなど、困難を抱える人たちが増大し、社会的不安が深刻さを増しています。このような中、地域の問題はみずから地域で解決しようとNPOやボランティア団体などの非営利団体が住みやすい地域社会の実現を目指し活動しているところではありますが、これらの1つに協同労働の労働組合があり、働くことを通じ、人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けております。本組合は、組合に加入する人すべてが出資しあい、全員参加の経営で仕事を行うという組織ではありますが、国内では以前からこの協同労働という新しい考え方に沿った活動がワーカーズユープ、ワーカーズコレクティブなどの名前で保育、介護、売店など、幅広い事業活動を展開しています。しかし、根拠法がないなど、まだ社会的な理解が低く、これらの活動をさらに広げるためには法制度を整備していく必要があります、本案は社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢社会に対応する有力な制度として協同労働の協同組合法の速やかな制定が図られるよう関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

続きまして、発議案第2号「消費者行政一元化と地方の相談体制強化を求める意見書案の提出について」説明を申し上げます。

本案は、近年、輸入冷凍ギョーザへの毒物混入事件やこんにゃくゼリーによる窒息事故、悪質商法被害、ガス湯沸器一酸化炭素中毒事故の発生など、県民生活の安全安心が脅かされる現状が続いていることから、消費者被害を予防・救済するために、消費者行政を一元的に推進する組織として消費者庁の創設や地方自治体の消費生活センターを法的に位置づけ、その設置の促進を図るとともに、設置や相談体制の強化に対し抜本的な財政支援を行うことなどを求め、政府関係機関に意見書の提出をしようとするものです。

続きまして、発議案第3号「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書案の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰したため、輸入穀物を原料と



する食品や飼料価格飼料価格等が値上がりをし、国民生活に重大な影響を及ぼしている中、特別な需要のないミニマムアクセス米を国が輸入し続けることが国際的な価格高騰につながり、途上国の食料を奪うことになることを懸念し、また、国内では生産過剰により生産調整が行われることもかんがみ、ミニマムアクセス米の輸入停止を求め、政府関係機関に意見書の提出をしようとするものです。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（市原健二君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、次に、発議第2号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、次に、発議案第3号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、質疑を終結します。

ここで報告します。

ただいま議題となっております発議案3件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市原健二君） 御異議ないものと認めます。したがいまして、発議案3件は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号から第3号については、一括採決します。

発議案第1号から第3号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市原健二君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第1号から第3号は、いずれも原案のとおり可決することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。会議録の調製に当たり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### ○本日の会議要綱

1. 議案並びに請願・陳情の総括審議
2. 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 市原健二君

副議長 三枝義男君

1番	平	ゆき子	君	2番	細	谷	菜穂子	君		
3番	大	野	ときお	君	4番	森	川	雅之	君	
5番	鶴	岡	宏祥	君	6番	鈴	木	敏文	君	
7番	ます	だ	よしお	君	8番	田	丸	たけ子	君	
9番	加	藤	古志郎	君	10番	加	賀	田	隆志	君
11番	腰	川	日出夫	君	12番	伊	藤	すすむ	君	
13番	深	山	和夫	君	14番	勝	山	颯	郷	君
15番	初	谷	智津枝	君	16番	三	橋	弘明	君	
17番	関		好治	君	18番	早	野	公一郎	君	
19番	相	澤	仁	君	21番	常	泉	健一	君	
23番	田	辺	正和	君	24番	金	澤	武夫	君	
25番	金	澤	幸正	君	26番	牧	野	昭	君	

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	理 事 兼 総 務 部 長 (行財政改革推進本部長)	中 山 和 夫 君
企 画 財 政 部 長	武 田 功 君	市 民 環 境 部 長	國 代 文 美 君
健 康 福 祉 部 長	丸 喜 章 君	経 済 部 長	元 吉 敬 宇 君
都 市 建 設 部 長	久 慈 文 夫 君	教 育 部 長	内 山 実 君
総 務 部 参 事 (総務部次長事務取扱・ 総務課長事務取扱)	松 本 文 雄 君	都 市 建 設 部 技 監 (都市建設部次長事務取扱・ 都市政策担当・ 本納駅東地区土地区画整理担当)	角 花 昭 栄 君
教 育 部 参 事 (教育部次長事務取扱・ 庶務課長事務取扱)	石 井 清 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱・ 本納駅東地区土地区画整理担当・ 合併推進担当)	平 野 貞 夫 君
市 民 環 境 部 次 長 (生活課長事務取扱)	渡 邊 輝 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	古 山 剛 君
経 済 部 次 長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	山 崎 春 雄 君	都 市 建 設 部 次 長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	古 市 賢 一 君
総 務 部 副 参 事 (職員課長事務取扱)	金 坂 正 利 君	財 政 課 長	今 関 正 男 君

————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	風 戸 茂 樹
主 幹	岡 澤 弘 道
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	鈴 木 均

○議長（市原健二君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これをもちまして、平成20年茂原市議会第4回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後3時14分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年2月12日

茂原市議会議長 市 原 健 二

茂原市議会副議長 三 枝 義 男

茂原市議会議員 金 澤 幸 正

茂原市議会議員 牧 野 昭